

◎日本学術会議法案に対する修正案対照表

○日本学術会議法案（抄）

（傍線部分は修正部分）

修 正 後	目次 第一章〔略〕 第二章 機関 第一節～第三節〔略〕 第四節 役員及び役員会（ <u>第十六条―第二十六条</u> ） 第五節 会員候補者選定委員会（ <u>第二十七条</u> ） 第六節～第八節〔略〕 第三章～第七章〔略〕 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、独立して、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る研究者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に
修 正 前	目次 第一章〔略〕 第二章 機関 第一節～第三節〔略〕 第四節 役員及び役員会（ <u>第十六条―第二十四条</u> ） 第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会（ <u>第二十五条―第二十七条</u> ） 第六節～第八節〔略〕 第三章～第七章〔略〕 附則 第一章 総則 （目的） 第一条 日本学術会議（以下「会議」という。）は、我が国の科学者の内外に対する代表機関として、学術に関する重要事項に係る審議、大学、研究機関、学会その他の学術に係る者の間における連携の確保及び強化、学術に関する研究を円滑に進めるため

進めるための社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

第二章 機関

第一節 総則

第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事及び会員候補者選定委員会を置く。

2 [略]

第三節 総会

(総会の招集)

第十二条 [略]

2 3 4 [略]

5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十一条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十

の社会環境の整備、学術に関する外国の団体及び国際団体との交流等を行うことにより、学術の向上発達を図るとともに、学術に関する知見を活用して社会の課題の解決に寄与することを目的とする。

第二章 機関

第一節 総則

第八条 会議に、日本学術会議会員、総会、会長、副会長、役員会、監事、会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営助言委員会を置く。

2 [略]

第三節 総会

(総会の招集)

第十二条 [略]

2 3 4 [略]

5 議長は、会員の総数の三分の一以上の会員が必要と認めて議長に対しその招集を請求したとき、又は監事が第二十条第一項(第一号に係る部分に限る。)の規定による報告のため議長に対しその招集を請求したときは、これらの請求があった日以後二十日以

日以内に総会を招集しなければならない。

第四節 役員及び役員会

(監事の職務等)

第十九条 〔略〕

234 〔略〕

第二十条 監事は、学術研究の特性に配慮しつつ、常に公正不偏の態度を保持して、その職務を遂行しなければならない。

第二十一条〜第二十三条 〔略〕

(監事の任命)

第二十四条 〔略〕

2 監事は、次に掲げる者のうちから、それぞれ一人を内閣総理大臣が任命する。

一 会議の経営に関する事務その他の会議の業務に関し優れた識見と経験を有する者

二 弁護士、公認会計士、税理士その他監査に関する実務に精通している者

3 内閣総理大臣は、前項の規定により監事を任命しようとするときは、あらかじめ会議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない

内に総会を招集しなければならない。

第四節 役員及び役員会

(監事の職務等)

第十九条 〔略〕

234 〔略〕

〔新設〕

第二十条〜第二十三条 〔略〕

(監事の任命等)

第二十三条 〔略〕

2 監事は、会員以外の者から、内閣総理大臣が任命する。

3 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸

ならない。	4 前項の会議の意見の決定は、総会の決議によらなければならない。	5 〔略〕	(監事の任期)	第二十五条 監事の任期は、その任命後三年以内に終了する事業年度のうちに最終のものに関する第四十五条第一項の規定による同項の財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。	2 監事は、一回に限り再任されることができる。	(役員の解任等)	第二十六条 〔略〕	2 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は第二十四条第五項において準用する第九条第五項の規定により監事となることができない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。	3 5 〔略〕	6 第二十二條第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。
表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。	4 監事は、再任されることができる。	5 〔略〕	〔新設〕			(役員の解任等)	第二十四条 〔略〕	2 内閣総理大臣は、監事が、会員に選任されたとき、又は前条第五項において準用する第九条第五項の規定により監事となることのできない者に該当するに至ったときは、その監事を解任しなければならない。	3 5 〔略〕	6 第二十一條第四項の規定は、会長又は副会長が、第一項の規定によりその職を失ったとき又は第三項の規定により解任されたときについて準用する。

第五節 会員候補者選定委員会

〔削る〕

第二十七条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 〔略〕

二 第三十一条第一項に規定する選定方針の案の作成

三・四 〔略〕

234 〔略〕

〔削る〕

〔削る〕

〔削る〕

第五節 会員候補者選定委員会、選定助言委員会及び運営
助言委員会

（会員候補者選定委員会）

第二十五条 会員候補者選定委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 〔略〕

二 第三十一条第一項に規定する選定方針（第五項及び次条第一
項第一号において「選定方針」という。）の案の作成

三・四 〔略〕

234 〔略〕

5 会員の候補者の研究又は業績に関する審査を行うため、会員候
補者選定委員会に、選定方針で定める研究分野ごとに、分野別業
績審査委員会を置く。

6 分野別業績審査委員会の委員は、当該分野別業績審査委員会に
係る研究分野における会員の候補者の研究又は業績の審査を行う
ために必要な専門的知識を有する者のうちから、会員候補者選定
委員会が選任する。

（選定助言委員会）

第二十六条 選定助言委員会は、次に掲げる職務を行う。

一 選定方針の案の作成に関し、会員候補者選定委員会に対し、
意見を述べること。

〔削る〕

二 前号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関し、会員候補者選定委員会の諮問に応じて意見を述べること。	2 選定助言委員会は、選定助言委員五人以上七人以内をもって組織する。	3 選定助言委員は、優れた研究又は業績を有する科学者（会員その他内閣府令で定める者を除く。）であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経済情勢又は産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、総会が選任する。	4 選定助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の選定助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。	5 選定助言委員は、一回に限り再任されることができる。	（運営助言委員会）	第二十七条 運営助言委員会は、次に掲げる職務を行う。	一 第三十六条第三項に規定する議案の作成に関し、会長に対し、意見を述べること。	二 前号に掲げるもののほか、会長の職務に関し、会長の諮問に応じて意見を述べること。	2 運営助言委員会は、運営助言委員十人以上十五人以内をもって組織する。	3 運営助言委員は、会員その他内閣府令で定める者以外の者であつて、学術に関する研究の動向及びこれを取り巻く内外の社会経
--	---	--	--	------------------------------------	------------------	-----------------------------------	--	--	--	--

第六節 会員の選任及び解任

(会員の候補者の選定)

第三十条 [略]

[削る]

[削る]

[削る]

済情勢、産業若しくは国民生活における学術に関する研究成果の活用状況又は組織の経営に関し広い経験と高い識見を有するもののうちから、会長が任命する。

4 運営助言委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の運営助言委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 運営助言委員は、一回に限り再任されることができる。

第六節 会員の選任及び解任

(会員の候補者の選定)

第三十条 [略]

2 会員候補者選定委員会は、会員、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講じなければならない。

3 優れた研究又は業績があるか否かの審査は、分野別業績審査委員会において行う。

4 会員候補者選定委員会は、分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者の選定(補欠の会員の候補者の選定を除く。)を行うに当たっては、会員の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮しなければならない。

一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏

2 前項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。	(選定方針) 第三十一条 [略] [削る]	3 2 [略] 会員候補者選定委員会は、選定方針の案を作成し、総会に提出
りが生じないようにすること。 二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。 三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。 5 前各項に定めるもののほか、会員の候補者の選定に関し必要な事項は、日本学術会議規則で定める。 (選定方針) 第三十一条 [略] 2 選定方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 一 前条第二項に規定する措置の実施に関する方針 二 会員候補者選定委員会に置く分野別業績審査委員会の研究分野の別 三 分野別業績審査委員会が行う研究又は業績の審査の基準及び方法 四 分野別業績審査委員会が優れた研究又は業績があると認めた科学者のうちから会員の候補者を選定するための基準及び方法 五 前各号に掲げるもののほか、会員の候補者の選定に関する重要事項 3 [略] 4 会員候補者選定委員会は、選定助言委員会の意見を聴いて、選		

する。	定方針の案を作成し、総会に提出する。
4・5〔略〕	5・6〔略〕
(会員の解任)	(会員の解任)
第三十二条 総会は、会員が、監事に任命されたとき、又は第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。	第三十二条 総会は、会員が第九条第五項の規定により会員となることができない者に該当するに至ったときは、当該会員を解任しなければならない。
2・4〔略〕	2・4〔略〕
第八節 会議の運営に関する重要事項の決定	第八節 会議の運営に関する重要事項の決定
第三十六条 〔略〕	第三十六条 〔略〕
2〔略〕	2〔略〕
〔削る〕	3 会長は、第一項第一号及び第四号から第七号までに掲げる事項に関する議案を総会に提出しようとするときは、運営助言委員会の意見を聴かなければならない。
第三章 業務	第三章 業務
(会議の業務)	(会議の業務)
第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、独立して次に掲げる業務を行う。	第三十七条 会議は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。
一・五 〔略〕	一・五 〔略〕

第四章 中期的な活動計画等

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十四条 [略]

2～5 [略]

6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させるよう努めるものとする。

第五章 財務及び会計

(財源措置)

第四十八条 [略]

2 前項の規定による補助金の額については、会議が中期的な活動計画及び年度計画に基づく活動を継続的かつ安定的に行うことができるようなものでなければならない。

3 会議は、業務運営に当たっては、第一項の規定による補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

第四章 中期的な活動計画等

(各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等)

第四十四条 [略]

2～5 [略]

6 会議は、第三項の規定による日本学術会議評価委員会の意見を自己点検評価の方法の改善に適切に反映させなければならない。

第五章 財務及び会計

(財源措置)

第四十八条 [略]

[新設]

2 会議は、業務運営に当たっては、前項の規定による補助金について、国民から徴収された税金その他の貴重な財源で賄われるものであることに留意し、法令の規定、中期的な活動計画及び年度計画に従って適切かつ効率的に使用するよう努めなければならない。

第六章 雑則

(日本学術会議評価委員会)

第五十一条 [略]

234 [略]

5| 内閣総理大臣は、前項の規定により日本学術会議評価委員を任命しようとするときは、あらかじめ会議の意見を聴き、その意見を尊重しなければならない。

6| 前項の会議の意見の決定は、総会の決議によらなければならない。

739 [略]

附則

(定年に関する特例)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。)第七条第一項に規定する日本学術会議会員(以下「現会員」という。)である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しない。

(施行日における会員の選任)

第六章 雑則

(日本学術会議評価委員会)

第五十一条 [略]

234 [略]

[新設]

[新設]

537 [略]

附則

(定年に関する特例)

第二条 前条ただし書に規定する規定の施行の際現に日本学術会議法(昭和二十三年法律第二百一十一号。以下この条並びに附則第四条、第五条及び第十二条において「現行日学法」という。)第七条第一項に規定する日本学術会議会員(附則第十一条第一項及び第二十二条第二項において「現会員」という。)である者については、現行日学法第七条第六項の規定は、適用しない。

(会員予定者の指名)

第三条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）として次条の規定により選定された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

（会員予定者の選定）

第四条 現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。以下同じ。）は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者百二十五人を選定するものとする。

〔削る〕

第五条 会員予定者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長（現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。次項及び次条第四項において同じ。）が行う。

2 現会長は、会員予定者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会（附則第八条第二項において

第三条 内閣総理大臣は、次条の規定による推薦に基づいて、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）に会員となるべき者（以下「会員予定者」という。）百二十五人を指名する。

2 前項の規定により会員予定者として指名された者は、施行日において、第九条第二項の規定により会員に選任されたものとみなす。

（会員予定者の候補者の推薦）

第四条 現行日本学術会議（現行日学法に規定する日本学術会議をいう。附則第六条第一項、第十九条及び第二十条において同じ。）は、次条から附則第七条までの規定により、優れた研究又は業績がある科学者のうちから会員予定者の候補者を選定し、内閣府令で定めるところにより、内閣総理大臣に推薦するものとする。

（会員予定者の候補者の選定）

第五条 会員予定者の候補者の選定は、次条第一項に規定する候補者選考委員会の選考に基づいて、現会長（現行日学法第八条第一項に規定する会長をいう。次項並びに次条第四項及び第五項において同じ。）が行う。

2 現会長は、会員予定者の候補者を選定しようとするときは、現行日学法第十四条第一項に規定する幹事会の議を経るとともに、現行日学法第二十三条第一項に規定する総会の承認を受けるもの

「総会」という。）の承認を受けるものとする。	(候補者選考委員会)	第六条〔略〕	2・3〔略〕	4 候補者選考委員は、現会員のうちから、現会長が任命する。	〔削る〕
とする。	(候補者選考委員会)	第六条〔略〕	2・3〔略〕	4 候補者選考委員は、優れた研究又は業績がある科学者のうちから、現会長が任命する。	5 現会長は、候補者選考委員の任命をしようとするときは、当該任命をしようとする者について、次に掲げる者のうちから内閣総理大臣が指定するものと協議しなければならない。 一 科学の振興及び技術の発達に関する政策に関し広い経験と高い識見を有する者 二 学術に関する研究の動向に関し広い経験と高い識見を有する者
5 〔略〕	(会員予定者の候補者の選考)	第七条 会員予定者の候補者の選考に關する方針その他の会員予定者の候補者の選考に關し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。	2 〔略〕	〔削る〕	6 〔略〕
3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たつては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の	(会員予定者の候補者の選考)	第七条 会員予定者の候補者の選考の基準及び方法その他の会員予定者の候補者の選考に關し必要な事項は、候補者選考委員会が定める。	2 〔略〕	3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たつては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の	3 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たつては、大学、研究機関、学会、経済団体その他の民間の団体等の

〔削る〕

（会長の職務を行う者等）

第八条 現行日本学術会議は、施行日前に、附則第四条の規定により会員予定者として選定した者及び現会員（その任期が令和八年九月三十日までのものを除く。附則第二十二條第二項において同じ。）のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二條第二項及び第四項に規定する職務を行う者を選任する。

2 前項の規定による選任については、総会の決議によらなければならない。

3 〔略〕

多様な関係者から推薦を求めることその他の幅広い候補者を得るために必要な措置を講ずるものとする。

4 候補者選考委員会は、会員予定者の候補者を選考するに当たっては、会員予定者の候補者の構成について、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 年齢、性別、所属する機関の種類及び所在地域等に著しい偏りが生じないようにすること。

二 先端的、学際的又は総合的な研究分野を含む多様な研究分野の科学者が含まれるようにすること。

三 国際的な研究活動、行政、産業界等との連携による活動、研究成果の活用に関する活動その他の多様な活動の実績のある科学者が含まれるようにすること。

（会長の職務を行う者等）

第八条 内閣総理大臣は、施行日前に、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名した者のうちから、会長が選任されるまでの間会長の職務並びに附則第二十二條第二項及び第四項に規定する職務を行う者を指名する。

〔新設〕

2 〔略〕

4 第二十四条第三項及び第四項の規定は、前項の指名について準用する。この場合において、これらの規定中「会議」とあるのは、「現行日本学術会議」と読み替えるものとする。 5 第三項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時ににおいて、第二十四条第二項の規定により、監事に任命されたものとする。	〔新設〕 3 前項の規定により指名された監事となるべき者は、会議の成立の時ににおいて、第二十三条第二項の規定により、監事に任命されたものとする。
(設立委員) 第九条 〔略〕 〔削る〕	(設立委員等) 第九条 〔略〕 2 設立委員のうちには、優れた研究又は業績がある科学者を含むものとする。
〔削る〕 2 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により選任された者（附則第二十二條第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。）に引き継がなければならない。	3 内閣総理大臣は、附則第三条第一項及び第四条並びに前条第一項の規定による権限を設立委員のうちから指名した者（優れた研究又は業績がある科学者であるものに限る。）に委任する。 4 設立委員は、会議の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、その旨を内閣総理大臣に届け出るとともに、その事務を前条第一項の規定により指名された者（附則第二十二條第二項及び第四項において「会長職務代行者」という。）に引き継がなければならない。
(成立時総会) 第二十二條 〔略〕 2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の	(成立時総会) 第二十二條 〔略〕 2 会長職務代行者は、内閣府令で定めるところにより、施行日の

二週間前までに、附則第四条の規定により会員予定者として選定された者及び現会員に対して前項の総会（以下この条において「成立時総会」という。）の招集の通知を発しなければならない。

3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項の規定にかかわらず、役員会の議を経ることを要しない。

4
〔略〕

（会員の員数に関する経過措置）

第二十三条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項及び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは「二百三十人」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。

二週間前までに、附則第三条第一項の規定により会員予定者として指名された者及び現会員（その任期が令和八年九月三十日まで~~のものを除く。~~）に対して前項の総会（以下この条において「成立時総会」という。）の招集の通知を発しなければならない。

3 第三十六条第一項第一号及び第六号から第八号までに掲げる事項に関する成立時総会の議案については、同条第二項及び第三項の規定にかかわらず、役員会の議を経ること及び~~運営助言委員会~~の意見を聴くことを要しない。

4
〔略〕

（会員の員数等に関する経過措置）

第二十三条 施行日から令和十一年九月三十日までの間における第九条第一項、第二十五条第三項及び第二十八条第一項の規定の適用については、第九条第一項中「二百五十人」とあるのは「二百三十人」と、第二十五条第三項中「会員の」とあるのは「附則第六条第三項に規定する候補者選考委員であつた者の」と、第二十八条第一項中「その員数の半数」とあるのは「百二十五人」とする。